

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同法第15条の17第2
項の規定により、下記のとおり告示する。

区域の範囲を表示した図面及び地番のうち枝番の一部は省略し、その図面及び枝番
の一覧については札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課に備え置いて、一般の縦覧に
供する。

平成17（2005年）年9月12日

札幌市長 上田 文雄

記

指定区域

別紙1及び別紙2のとおり

別紙 1

指定区域（廃止済一般廃棄物最終処分場）

指定番号	住 所	埋立地の区分
一廃 1	手稲区手稲山口 3 2 1 番地 の一部 3 2 3 番地 の一部 3 2 4 番地 の一部 3 2 5 番地 の一部 3 2 7 番地 の一部 3 2 8 番地 の一部 9 2 3 番地 9 2 4 番地	工
一廃 2	手稲区手稲山口 3 1 5 番地 の一部	ウ
一廃 3	北区篠路町上篠路 3 1 0 番地 の一部	工
一廃 4	北区篠路町拓北 1 6 2 番地 の一部	ウ
一廃 5	北区篠路町福移 1 5 4 番地 の一部	ウ
一廃 6	東区丘珠町 5 0 2 番地 の一部 5 0 5 番地 の一部 5 0 7 番地 の一部 5 0 8 番地 の一部	工
一廃 7	東区中沼町 4 5 番地 の一部	工
一廃 8	白石区川北 2 2 5 4 番地 の一部 2 2 6 9 番地 の一部 2 2 7 2 番地 の一部 2 2 7 3 番地 の一部	工
一廃 9	厚別区山本 1 0 6 3 番地 の一部	工
一廃 10	白石区東米里 2 0 3 2 番地 の一部 2 0 3 3 番地 の一部 2 0 3 4 番地 の一部 2 0 4 2 番地 の一部 2 0 4 4 番地 の一部 2 5 0 2 番地 の一部 2 5 0 3 番地 の一部 2 5 0 6 番地 の一部 2 5 0 7 番地 の一部 2 5 9 7 番地 の一部	工
一廃 11	南区定山溪 9 1 1 番地 の一部	工
一廃 12	南区真駒内 6 3 6 番地 の一部	工
一廃 13	南区真駒内 1 5 5 番地 の一部 1 6 1 番地 の一部	ウ
一廃 14	南区白川 1 8 1 4 番地 4 1 4	ウ

別紙 2

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	住 所	埋立地の区分
産 - 1	東区中沼町 211 番地 1	ウ
産 - 2	東区東苗穂 971 番地	ウ
産 - 3	東区丘珠町 510 番地の一部	ウ
産 - 4	東区中沼町 136 番地の一部	ウ
産 - 5	東区中沼町 136 番地の一部	ウ
産 - 6	北区篠路町拓北 162 番地の一部	イ
産 - 7	北区篠路町上篠路 372 番地、373 番地、374 番地、375 番地の一部	ウ
産 - 8	北区篠路町上篠路 356 番地、363 番地の一部	イ
産 - 9	北区新琴似 560 番地、563 番地の一部	ウ
産 - 10	北区篠路町拓北 162 番地の一部	ウ
産 - 11	北区新琴似町 772 番地、773 番地、1200 番地の一部	ウ
産 - 12	白石区川下 793 番地、2584 番地の一部	ウ
産 - 13	白石区川下 2140 番地の一部	ウ
産 - 14	白石区東米里 2083 番地	ウ
産 - 15	白石区川北 2284 番地の一部	ウ
産 - 16	白石区川北 2251 番地の一部	ウ
産 - 17	白石区川下 589 番地、2623 番地の一部	ウ
産 - 18	白石区東米里 2177 番地、2178 番地の一部	ウ
産 - 19	白石区川北 2327 番地、2331 番地の一部	ウ
産 - 20	白石区川下 589 番地の一部	ウ
産 - 21	白石区川下 2111 番地の一部	ウ
産 - 22	白石区川北 2246 番地、2247 番地の一部	ウ
産 - 23	白石区東米里 2028 番地	ウ
産 - 24	白石区川下 581 番地の一部	ウ
産 - 25	白石区川下 2111 番地の一部	ウ
産 - 26	手稲区手稲前田 614 番地の一部	イ
産 - 27	南区石山 3 条 5 丁目 263 番地 11	ウ

埋立地の区分

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条第 5 項（法第 9 条の 3 第 10 項及び第 15 条の 2 の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（改正政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 13 条の 2 第 1 号）
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 85 号）第 2 条の規定による改正前の法第 9 条第 3 項（同法第 9 条の 3 第 6 項及び第 15 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があった一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（令第 13 条の 2 第 2 号）
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 95 号）第 1 条の規定による改正前の法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による届出があった一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地のうち、廃止の届出制度の施行日（平成 4 年 7 月 4 日）より前に廃止されたもの（改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令台 35 号。以下「規則」という。）第 12 条の 3 第 1 号）
- エ 市町村又は埋立処分を業として行う一般廃棄物処分業者若しくは産業廃棄物処分業者が設置した設置許可又は設置届出の対象外の最終処分場（いわゆるミニ処分場及び旧処分場（ただし、自らその事業活動に伴って生じた廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）に係る埋立地のうち、法施行後に廃止されたもの（水面埋立地にあつては、令第 5 条第 2 項又は第 7 条第 14 号八に基づく環境大臣の指定を受けたものに限る。）（規則第 12 の 3 第 2 号）
- オ 法第 19 条の 4 の規定に基づく措置命令又は法第 19 条の 7 等の規定に基づく行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置覆土の措置が講じられた廃棄物の埋立地（規則第 12 条の 3 2）